

## 自殺総合対策大綱の見直しに向けての提言

平成 24 年 6 月 11 日

国立精神・神経医療研究センター  
自殺総合対策大綱改正の提言に向けてのワーキンググループ

## 目次

はじめに	1
要約	2
大綱のあり方	4
1 大綱見直しの必要性	
(ア) 大綱における地方公共団体等の役割を明記する	
(イ) 自殺対策の研究成果の活用を促す	
(ウ) 総合的・包括的視点の必要性を踏まえ、重要な取組に焦点を当てる	
(エ) メンタルヘルスの問題が国民的課題であるという認識を示す	
(オ) 対策のモニタリングを自殺既遂以外の指標で可能とする	
(カ) 国際協力について言及する	
2 より効果的なものにするための大綱の戦略	
(ア) 大綱の適用範囲を明確にする	
(イ) 取組の背景となる科学的根拠を示した資料を活用する	
(ウ) 全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入の記載を設ける	
(エ) 活動計画を立て、モニタリングを行うことを推奨する	
自殺対策の各領域と望まれる取組	8
(ア) 自殺防止に直接関わる（自殺行動の直前・直後に関わる）専門領域	
(イ) 自殺の直接的な背景にある問題（精神保健上の問題）に関わる専門領域	
(ウ) 精神保健上の問題を介して、もしくは間接的に自殺の背景にある問題に関わる専門領域	
(エ) 広く社会の協力を得る領域	
(オ) 自殺総合対策のモニタリングと評価	
(カ) 調査研究の推進	
(キ) 体制構築	
注釈、あとがき	28
作成手順	30
資料：自殺総合対策大綱の見直しに向けての提言〈資料編〉	

## 要約

自殺総合対策大綱（以下、大綱）は、自殺の問題の深刻さを社会に訴え、社会の関心を高めることに大きく貢献してきました。そして大綱に示された当面の重点施策等を参考に、各地で様々な自殺対策が取り組まれるようになりました。このように大綱は、自殺対策に取り組むことの必要性を広く社会に知らせるという大きな役割を果たしてきました。この成果をもとに、わが国の自殺対策をさらに発展させていくため、自殺対策の関連学会と国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺予防総合対策センターでは、これまでの活動の経験と調査・研究を通じて得た知見をもとに大綱見直しの提言をまとめました。その概要は次の7項目にまとめることができます。

1. 大綱に述べられていることのうち、国の取り組むこと、地方公共団体の取り組むこと等、その適用範囲を明確にする。特に地方公共団体が自殺対策に取り組む場合は、地域の優先課題に重点を置くことを推奨することを明記する。
2. 自殺対策の効果をあげるためには、全体的予防介入（リスクの度合いを問わず万人を対象にする一般的な自殺予防啓発）、選択的予防介入（自殺行動のリスクが高い人々を対象）、個別的予防介入（過去に自殺未遂をした人等、自殺行動のリスクが高い個人を対象）の3つの対策を効果的に組み合わせ、自殺の危険因子を減少させ、自殺の保護因子を増加させ、その結果として自殺を減少させていくことが必要との考え方を述べる。特に今後は、その中でも、選択的予防介入、個別的予防介入を強化する必要があることを明記する。
3. 現場の取組がよりよく進められるよう、自殺対策の関連学会、自殺予防総合対策センター等における活動の経験と調査・研究を通じて得た知見の活用を支援する考え方を示す。くわえて、現場の取組を支援できる科学的知見の収集がさらに進むよう、また、モデル的な取組や国際交流が進むよう、研究基盤の強化を明記する。
4. 大綱の重視している「社会的要因」については、自殺の危険の高い人たちは、孤立し、かつメンタルヘルスの問題を抱えて、様々な社会サービスをうまく利用できない状態にある場合が多いことを踏まえて、具体的かつ焦点を当てた対策を重視する考え方を示す。
5. ほとんどの自殺の背景にはメンタルヘルスの問題があり、国際的にも、その解決には、国レベルでの保健と社会セクターの包括的な調整が必要であるという認識が示されている。メンタルヘルスの問題への取組は、共生社会を実現するための国家的課題であるという認識を示す。
6. 地方公共団体に活動計画と活動のモニタリング計画を立てることを推奨する。また、自殺対策のモニタリング指標として、現在の自殺既遂に加えて、自殺未遂者のサポートや、自殺の危険因子を多くかかえた人たちを見守るサービスの利用の強化を指標に加えることによって、地域における自殺対策の浸透を図る。

7. 自殺対策の取組を、(ア) 自殺防止に直接関わる(自殺の直前・直後に関わる)専門領域、(イ) 自殺の直接的な背景にある問題(精神保健上の問題)に関わる専門領域、(ウ) 精神保健上の問題を介して、もしくは間接的に自殺の背景にある問題に関わる専門領域、(エ) 広く社会の協力を得る領域、(オ) 自殺総合対策のモニタリングと評価、(カ) 調査研究の推進、(キ) 体制構築、の7つに区分して検討することは、地方公共団体等における自殺対策の推進に役立つ可能性がある。

わが国の自殺対策の発展において、メンタルヘルスの問題への取組と連携した社会的支援は必須であるとの認識のもと、この提言と、そのもとになった自殺対策の関連学会の提案が積極的に活用されることを祈念します。